

# 短期入所療養介護 利用者負担説明書

当施設の利用者負担につきましては、以下をご参照ください。

- (1) 基本料金 (1 割負担の金額です。2 割又は 3 割負担の対象の方は、それに応じた金額となります。)
- 短期入所療養介護費 (介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です。)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
多床室	902円	979円	1,044円	1,102円	1,161円
従来型個室	819円	893円	958円	1,017円	1,074円

- (2) 加算料金 (1 割負担の金額です。2 割又は 3 割負担の対象の方は、それに応じた金額となります。)

項目	加算額	内容
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (II)	51円/日	当施設は、在宅復帰・在宅支援施設として超強化型老健の基準に達しています。
サービス提供体制強化加算 (I)	22円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上となっております。
夜勤体制加算	24円/日	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が所定の基準に適合しています。
療養食加算	8円/食	1日3食を限度とし、心身の状況に合わせ、糖尿病食・腎臓病食・肝臓病食等の療養食の提供を行った場合、加算されます。
個別リハビリテーション実施加算	240円/回	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が個別にリハビリテーションを行った場合、加算されます。
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	個別に介護の担当者を定め、その担当者を中心に当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合、加算されます。
認知症ケア加算	76円/日	認知症自立度がⅢ以上の方が認知症専門棟に入所した場合、加算されます。
重度療養管理加算	120円/日	要介護4または5であり、計画的に医学的管理を行い、療養上必要な処置 (胃瘻・ストーマ・重度の褥瘡等) を行った場合、加算されます。
緊急短期入所受入対応加算	90円/日	利用者やそのご家族の状況に合わせ、居宅サービス計画で計画されていない短期入所を、緊急に行う場合、最長で連続14日を限度に加算されます。
総合医学管理加算	275円/日	治療管理 (投薬、検査、注射、処置等) を目的とした短期入所が行われた場合、10日を限度に加算されます。
送迎加算	184円/回	自宅と施設間の送迎を行なった場合、片道毎に加算されます。送迎の実施は地図上で半径6kmの範囲ですが、その範囲を超える場合、5km毎、片道につき1,000円が加算されます。
生産性向上推進体制加算 (I)	100円/月	介護ロボットや ICT 等のテクノロジーと介護助手を活用し、介護現場における生産性の向上に資する取組を行い、一定期間毎に業務改善の情報を厚労省に提出します。
介護職員処遇改善加算 (I)		介護職員の処遇改善をより推進されるための費用として、施設サービス費と各種加算を合計した金額の7.5%に相当する額が加算されます。

(3) その他の料金

①食費（第4段階の方）…………… 朝：500円 昼：700円 夕：600円

②滞在費〔療養室の利用費〕（1日あたり）

◆多床室 …………… 1,000円

◆従来型個室 …………… 1,690円

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、食事及び滞在費の料金が1日あたり次の通りとなります。

	第1段階		第2段階		第3段階①		第3段階②	
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費
多床室	300円	0円	600円	430円	1,000円	430円	1,300円	430円
従来型個室	300円	550円	600円	550円	1,000円	1,370円	1,300円	1,370円

③特別な室料（1日あたり）

◆個室……………403号室 1,500円

（\*2人部屋料金撤廃）

④日用品費：次のA又はBセットを選択していただきます。

Aセット【バスタオル・フェイスタオル・リンスインシャンプー・ボディソープ（ビオレU又はミノン等）・ボディミルク・食食用おしぼり・歯磨き粉・ポリデント・入れ歯安定剤等】（1日あたり）

…………… 200円

Bセット【Aセット+箱ティッシュ・歯ブラシ・シェービングローション・サニーナ（おしりの薬用洗剤）等】

…………… 300円

⑤教養娯楽費：音楽・手工芸・書道・園芸等を用いた趣味活動費（1日あたり）…………… 300円

※参加又は不参加を選択していただきます。

⑥喫茶に係る費用（1日あたり）…………… 300円

⑦理美容代 …………… 1,500円

⑧おやつ代（1回/1週）…………… 100円

⑨電気代（1点につき1日あたり）…………… 50円

(4) 地域区分による料金の上乗せについて

「津市」が地域区分（※）の6級地の適用地域と設定されているため、介護保健施設サービス費と各種加算料金を合計した金額に2.7%を乗じた金額が上乗せされます（「(3) その他料金」の費用は上乗せの対象になりません）。

※国家公務員の地域手当に準じ、地域割りの区分を8区分にし、適応地域や上乗せ割合について見直されたものです。

(5) 支払い方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。なお、請求書は郵送いたしませんので、ご注意ください。
- ・お支払いは現金または預金口座振替（手続きに2カ月ほどかかります）の方法があります。
- ・月々の介護サービスの1割負担の合計金額が一定額を超えた場合は、高額介護サービス費の適用が受けられます。